

葬儀の現場から

人生の最後を誰に託しますか？ 文書で残す大切さ③

みなさんは、「遺書」と「遺言書」の違いをご存知ですか？「遺書」とは、死の間際に大切な人へ自分の気持ちやお願いなどを書き記した、手紙や文書のことです。家族への感謝の気持ちや、埋葬場所の希望、辞世の句など内容は様々で、書き方に決まりはなく法的効力はありません。「病で余命が短いことを知った時」といった間近に迫る「死」を前に、家族や友人に書き残すものです。

対して「遺言書」とは、主に財産相続などに関する、民法で厳格に定められた法的効力をもつ文書のことです。仮に、遺言を残す方が認知症や重い病気で判断能力が低下している時に作成した場合、その遺言書は無効になります。「遺言書」とは、「死」の目前ではなく、元気で物事を判断できるうちに家族のために書き残すものです。

二つとも似たような言葉ですが、法律的な意味合いが全く違うので、ここをしっかりと理解していないと自分の思いとは違う形で相続が行われてしまったり、家族や親族間でのトラブルの火種になりかねません。

さて、前回お話しした「自筆証書遺言」は、手軽に作成できる反面、自分で管理するので様々なりすくがあります。それを補う遺言方式として「公正証書遺言」があります。

「公正証書遺言」……遺言書を公正証書にして、公証役場で保管します。

- ①生前に遺言者が、遺言の内容を公証人に伝え、法的に正しい文章にまとめてもらい作成します。口述筆記なので文字を書くのが苦手な方でも大丈夫です。
- ②公証人は、裁判官や検事、法務省の職員などが退官後就任するので豊富な法律実務の経験があります。法律家が作成する遺言なので、方式の不備で無効になることはほとんどありません。
- ③原本は役場に保存され、遺言者には複写を渡されます。万が一、紛失しても再発行できますし、他者による偽造や隠匿されるおそれもあります。
- ④家庭裁判所の検認が不要なので、相続の手続きが早く済みます。

自筆証書遺言と比べると、安全で確実な遺言方法であるといえますね！唯一のデメリットといえば、公証人手数料など料金が掛かることでしょうか。例えば、役場との打ち合せ、戸籍や財産に関する書類の収集、文案の決定…など、面倒なことも司法書士や弁護士に依頼すればスムーズにできますが、もちろん料金が掛かります。

費用が掛かるならやめとこうかな…なーんて思ったあなた！よくよく考えてみてください。遺言書がない、または遺言書があっても不備があって無効だった場合、それが原因で家族や親族がもめにもめて裁判で争ったりする方がデメリットではありませんか？最悪、刑事事件になんて発展すれば目も当てられません。

平成26年に家庭裁判所へ持ち込まれた「遺産分割事件」12,557件を「財産額」で分類した時、「1,000万以下」が全体の31.9%、「5,000万以下」が43.0%と、実に全体の3/4を占めるそうです。特に団塊の世代は持ち家率も80%以上(平成25年)と非常に高いので、それを踏まえて考えれば、「1,000万以下」「5,000万以下」に当てはまる人は意外と多いのです。

また、相続する子の立場から考えると、親が遺言書を作ってくれて相続できる財産に比べたら、手数料の金額はさほど高いものではないはずなので、受遺者である子が費用を負担してもいいかもしれません。「遺言書」とは、無用な争いから大切な人を守るためのものです。

今回は「秘密証書遺言」についてお話ししたいと思います。

秘密証書



白石弥生

御挨拶

新年あけましておめでとうございます。
昨年は「まほろば」をご愛読いただきありがとうございました。
紙面をもちまして厚くお礼と感謝を申し上げます。
今年、ドリーマーがこの地に誕生してちょうど50年になります。
皆様とご縁に支えられた50年。
人と人が結ばれる素晴らしいご縁を大切に、スタッフ一同邁進して参ります。
本年もどうぞよろしくお願いたします。

株式会社ドリーマー 東予葬祭スタッフ一同

ドリーマー加茂川葬祭館 お客様感謝祭御礼!!

先日、加茂川葬祭館にてお客様感謝祭を開催しました。今回展示させて頂いたのは、白木祭壇と生花だけで飾った生花祭壇です。樹木葬のセミナーも開催し、寒い中たくさんの方にご来場頂きました。ありがとうございます。

次回の見学会もお時間ありましたら、是非足をはこんで下さい！普段はあまり目にすることがない展示物、空くじなしのガラポンなどもありますよ！スタッフ一同お待ちしております！！

ちなみに、見学会での私事です…来て頂いた方のご案内をさせて頂いたら、私の名札を見て「いつもまほろばに出ている加地さんですよ？」と声を掛けて頂きました。いつも見ているという事、それに名前まで覚えてくれた事を知り、嬉しく思いました。しかし、試験の事うんぬん知られていると思うと少し恥ずかしくもなりました(笑)

我々はこの記事を通して、たくさんの方にドリーマーの事、葬儀などに関する知識、また我々スタッフの事を少しでも知って頂ければと思っております。「いつも見ているよ」など声を掛けて頂くと、やはり嬉しいです(照)このようなつたない文章ですが、いつもご愛読して頂いている皆様、ありがとうございます。これからもよろしくお願い致します。



加地 教史

ドリーマー社員大募集!! まずはお電話を!!

ドリーマーではお客様にご満足していただけるサービスを提供するためスタッフを募集しております。

【正社員】 基本給 187,000円～293,000円
(休日/月6日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【献茶スタッフ】 時給 800円～1,100円
(出勤可能な希望日 要相談)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

【営業パート】 時給 800円～1,500円
(週4日)

冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を伝えながら、会員募集営業をするお仕事です。

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導で、しっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。



募集に関するお問い合わせは

0897-35-1110

担当 戸田



まもる みらい あい

まほろば

第49号



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880